

第 54 類 人造纖維の長纖維並びに人造纖維の織物及びストリップその他これに類する人造纖維製品

注

- 1 この表において「人造纖維」とは、次の纖維をいう。
 - (a) 有機単量体の重合により製造した短纖維及び長纖維（例えば、ポリアミド、ポリエス Tel、ポリオレフィン又はポリウレタンのもの）、又は、この工程により得た重合体を化学的に変性させることにより製造した短纖維及び長纖維（例えば、ポリ（酢酸ビニル）を加水分解することにより得たポリ（ビニルアルコール））
 - (b) 繊維素その他の天然有機重合体を溶解し若しくは化学的に処理することにより製造した短纖維及び長纖維（例えば、銅アンモニアレーヨン（キュプラ）及びビスコースレーヨン）、又は、纖維素、カゼイン及びその他のプロテイン、アルギン酸その他の天然有機重合体を化学的に変性させることにより製造した短纖維及び長纖維（例えば、アセテート及びアルギネート）
この場合において、「合成纖維」とは(a)の纖維をいうものとし、「再生纖維又は半合成纖維」又は場合により「再生纖維若しくは半合成纖維」とは(b)の纖維をいう。第 54.04 項又は第 54.05 項のストリップその他これに類する物品は、人造纖維とみなさない。
- 2 人造纖維、合成纖維及び再生纖維又は半合成纖維の各用語は、材料の語とともに使用する場合においてもそれぞれ前記の意味と同一の意味を有する。
- 3 第 54.02 項及び第 54.03 項には、第 55 類の合成纖維の長纖維のトウ及び再生纖維又は半合成纖維の長纖維のトウを含まない。